

Eビザ申請(新規)に必要な基本書類一覧

書類は英語で提出が必要です。契約書等、日本語の場合は英訳もご準備をお願いします。ご準備が難しい書類がある場合は、ご相談ください。また個々の申請ケースによっては、これら以外の書類をリクエストさせていただく場合がございます。

1. E1およびE2カンパニー共通

(1) 会社関連書類

1.	企業関係図	・ Eビザを新規登録する現地法人から日本の究極の親会社までの利害関係各社の関連性・資本関係を記載した詳細なグループストラクチャー。 ・ 株式所有率も記載
2.	株主台帳	・ Eビザを新規登録する現地法人および上記で示す利害関係各社それぞれの株主台帳 ・ Eビザを新規登録する現地法人以外は、有価証券報告書の関係会社の状況に記載があれば、提出を省略(ただし大使館からリクエストがあれば追って提出)
3.	組織図	・ 現地法人・支店の組織図。(1枚は申請企業の全体図、1枚は申請者が所属する部署の、合計2枚) ・ 申請者の情報(氏名、役職・部署名)、及び会社内での位置が記入されたもの。 ・ 英語でスタッフのフルネーム、タイトルを記載。
4.	資本金送金証明書	・ Application for Remittance of the Capitalのコピー。 ・ 受金証明書でも可。その場合Bank Statement of the Capitalのコピー。
5.	事業計画書	・ 今後5か年の売上、利益、雇用(ローカル採用)の推移表 ・ E1カンパニーの場合、日米間の貿易額も項目も入れてください

* 以下日本の最上位の親会社 が、非上場企業の場合のみ、該当

6.	現地法人設立証明書	・ 会社の場合。 ・ Certificate of Incorporationのコピー。(LLCの場合はCertificate of Formation) ・ 会社設立時に州政府が発行。州によってはない場合もある。ただしその場合は「現地法人の定款」を提出。
7.	現地支店設立証明書	・ <u>支店の場合のみ必要</u> 。 ・ コピー。 ・ 支店設立時に州政府が発行。
8.	営業ライセンス	・ <u>支店の場合のみ必要</u> 。 ・ コピー。 ・ 州政府が発行。
9.	法人組織図	・ <u>支店の場合のみ必要</u> 。 ・ アメリカにある支店と親会社の関係が分かるもの。
10.	現地法人の定款	・ Articles of Incorporationのコピー。 ・ 米国弁護士が会社設立時に作成。 ・ 州によってはない場合もある。ただしその場合は「現地法人設立証明書」を提出。
11.	現地法人の付属定款	・ By-lawsのコピー。(LLCの場合はOperating Agreement) ・ 米国弁護士が会社設立時に作成。 ・ 州によってはない場合もある。
12.	第一回役員会議事録	・ Minutes of the First Meeting of the Board of Directors、Consent of Sole Director In Lieu of Organizational Meeting、Unanimous Written Consent of Directorsなどのコピー。 ・ 米国弁護士が会社設立時に作成。 ・ 買収の場合は買収に関する議事録。
13.	日本本社の株主が日本国籍であることを証明する書類	・ 法人税申告書の”同族会社等の判定に関する明細書”(英訳も含む) ・ 個人が株主であれば“パスポートコピー”など ※ケースによって異なる場合がございますので、お問い合わせください

(2) 個人申請書類

14.	サポートレター	
15.	DS-156E Part 1,2,3	国務省指定書式。
16.	パスポート	・ 申請者全員。 ・ 申請書類提出時 はコピーで可(現在有効なパスポートのみ) ・ 面接時 は現在有効なパスポートと、過去10年間に有効だった古いパスポート。古いパスポートを紛失した場合などは、無くても可。
17.	カラー写真	・ 申請者全員、1枚ずつ。 ・ 5cm×5cm。背景は白または淡く薄い色で、最近6ヶ月以内に撮影されたカラー写真1枚。頭の高さが25mm～35mmで、正面を向いて撮影しているもの。眼鏡を着用した写真不可。
18.	戸籍謄本	・ 家族も申請する場合。英訳併せて提出が必要。
19.	確認ページ	・ 申請者全員。 ・ DS-160の電子署名後に作成される。
20.	面接予約確認書	・ 申請時に14歳以上80歳未満の申請者全員。

21.	I-797のコピー	・ 米国内で滞在資格の変更、あるいは延長した場合。
-----	-----------	---------------------------

2. E1カンパニーのみ

22.	貿易のエビデンス	- 直近(過去6ヶ月)の貿易をまとめた集計表:集計表には、日付(送り状番号の日付)、送り状番号、船荷証券・航空貨物送り状番号、取引金額が簡潔に記載されていること。(取引毎に判りやすくまとめられたもの) - 集計表に記載されている各貿易を証明する書類のコピー: 送り状、船荷証券・航空貨物送り状、支払証明(銀行残高書で代用可)を1セットとして貿易取引毎に提出します。取引数が多い場合は、金額が大きい取引を各月2〜3件程度ピックアップ頂き提出します。ご相談ください
23.	パイチャート	- 輸出国別貿易構成比・輸入国別貿易構成比を記載した円グラフ - Eビザを新規登録する現地法人から見て、日米および日米以外の第3国の貿易割合を円グラフで作成
24.	財務諸表または連邦法人税申告書	- 現地法人・支店の直近の貸借対照表と損益計算書コピー。 - 監査していないものでも可。英文。 - 直近3年分。(新しい会社の場合はあるだけ) - 子会社がある場合は連結ではなく、単体のもの。 連邦法人税申告書の場合、実際にIRSに提出した直近3年分のU.S. Corporation Income Tax Return(Form1120)の1ページ目からSchedule Lまでのコピー。General Partnershipの場合は、Form1065。(新しい会社の場合はあるだけ)

3. E2カンパニーのみ

25.	投資のエビデンス	- 土地売買契約書と領収書、工場建設契約書とデポジットの支払証明書、設備機械の購入契約書と領収書などのコピー。 - 企業買収した場合は買収契約書とその買収金額送金証明書および先方からの領収書のそれぞれコピー。 - その他、投資が何であるのかにより提出するものが異なりますので、ご相談ください
26.	財務諸表または連邦法人税申告書	- 現地法人・支店の直近の貸借対照表と損益計算書コピー。 - 監査していないものでも可。英文。 - 直近1年分。(日本の最上位の親会社 が上場企業の場合。非上場企業の場合は、直近3年分となるので注意。30を参照) - 子会社がある場合は連結ではなく、単体のもの。 - 連邦法人税申告書の場合、実際にIRSに提出したU.S. Corporation Income Tax Return(Form1120)の1ページ目からSchedule Lまでのコピー。General Partnershipの場合は、Form1065。 *直近1年分。(日本の最上位の親会社 が上場企業の場合。非上場企業の場合は、直近3年分となるので注意。30を参照)
27.	現地法人に関する新聞・雑誌記事など	現地法人・支店設立に関する、米国の新聞などの記事のコピー
28.	現地法人・支店の会社のWebサイトなど	- ウェブサイトURLを提出書類に明記 - 事業所の写真・投資対象の写真など

*以下日本の最上位の親会社 が、**非上場企業**の場合のみ、該当

29.	事務所賃貸/購入契約書のコピー	- Office Lease AgreementまたはPurchase Agreementのコピー。 - Sub Leaseの場合はMain Contractも必要。
30.	財務諸表または連邦法人税申告書	- 現地法人・支店の直近の貸借対照表と損益計算書コピー。 - 監査していないものでも可。英文。 - 直近3年分。(新しい会社の場合はあるだけ) - 子会社がある場合は連結ではなく、単体のもの。 - 連邦法人税申告書の場合、U.S. Corporation Income Tax Return(Form1120)のコピー。General Partnershipの場合は、Form1065。 - 直近3年分(新しい会社の場合はあるだけ)
31.	全従業員のW-2	- 現地法人に所属する直近のW-2 - 直近1年分のForm 941のコピーでも可(ただしW-2がリクエストされた場合は提出)